

さくらさくら通所介護事業所運営規程

第1条 事業の目的

特定非営利活動法人さくらさくらが開設するさくらさくら通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「通所介護従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、通所介護を提供することを目的とする。

第2条 運営方針

1. 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の心身の負担の軽減を図るために生活全般にわたる援助を行う。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一. 名称 さくらさくら通所介護事業所
- 二. 所在地 三重県鈴鹿市石薬師町171番地7

第4条 職員の職種、員数、及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一. 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び利用申し込みについての調整、通所介護計画の作成、業務実施状況の管理を一元的に行うとともに自らも相談業務にあたる。
- 二. 生活相談員 2名（常勤兼務1名、非常勤専従1名）
生活相談員は、相談業務にあたる。
- 三. 介護職員 7名（非常勤専従）
介護職員は、利用者への介護の提供にあたる。
- 四. 機能訓練指導員 1名（非常勤専従）
機能訓練指導員は、利用者への機能訓練及び日常生活上の助言を行う。

第5条 通所介護の内容

①相談援助 ②送迎 ③健康状態の確認 ④入浴 ⑤食事の提供 ⑥集団的に行うレクリエーション創作活動等の機能訓練 ⑦介護サービス（移動や排泄の介護、見守り等）

第6条 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一. 営業日は、月曜日から土曜日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二. 営業時間は、午前8時30分から午後5時まで、サービス提供時間は、午前9時15分から午後3時30分までとする。
- 三. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第7条 利用定員

利用定員は10名とする。

第8条 通所介護の利用料金等

1. 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。
2. 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した交通費は、次の額を徴収する。
■通常の事業の実施地域を越えた地点から片道10km未満は300円、以後10km毎に300円とする。
3. 食費は1食520円とする。なお、障がい者自立支援法により基準該当生活介護及び日中一時支援の中で、食事提供体制加算（420円）及び食事加算（420円）の対象者（児）については、520円よりその金額を差し引いた差額100円を徴収する。それ以外の利用者については、400円とする。
利用者の希望により実施する行事は実費とする。
4. 前項の2. 3. の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受ける。

第9条 緊急時等における対応方法

通所介護従業者は、通所介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族や主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第10条 非常災害対策

震災、風水害、火災、その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

- 一. 避難訓練 年2回
- 二. 救出訓練 年2回
- 三. 通報訓練 年2回

第11条 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、鈴鹿市・亀山市・四日市市・伊賀市の区域とする。

第12条 苦情処理等

1. 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。
2. 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

第13条 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

第14条 その他運営についての留意事項

1. 通所介護事業所は、通所介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二. 継続研修 年2回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に明記する。
4. 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人さくらさくらと事業所の管理者との協議に基づき、定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年9月1日から実施する。

平成18年07月01日	一部改訂
平成20年01月01日	一部改訂
平成21年03月01日	一部改訂
平成21年07月01日	一部改訂
平成24年03月05日	一部改訂
平成24年10月01日	一部改訂
平成25年10月01日	一部改訂
平成29年07月01日	一部改訂
平成30年08月01日	一部改訂
令和 2年12月 1日	一部改訂
令和 4年 8月20日	一部改訂